栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事業

申請期間:令和4年10月7日(金)~11月30日(水)※必着

○栃木県の県民生活や県内経済の安定を確保するため、 燃料価格高騰の影響を受けている栃木県内で貨物自動車運送事業 を営む事業者に支援金を交付します。

対象事業者

○栃木県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動 車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者

※令和4年4月1日現在、県内で当該事業を行うために必要な許可又は届出等の全てを有し、申 請日時点において休業又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること。

両車象放

- ○次の要件を全て満たす車両
 - ①対象事業者が令和4年4月1日現在保有し、申請日時点において事業用として使用してい る車両(緑ナンバー又は黒ナンバー)で、今後も継続して使用する予定であるもの
 - ②「宇都宮」、「とちぎ」、「那須」ナンバーであるもの(「栃木」、「栃」ナンバーも可) ③燃料が軽油、ガソリン又はLPGであるもの

給付金額 ※上限:1事業者あたり 合計100台

- ○一般貨物自動車運送事業用・特定貨物自動車運送事業用の車両 1台あたり 2万円
- ○貨物軽自動車運送事業用の車両 1台当たり 8千円

申請方法

- ○交付申請書及び添付書類を下記事務局へ郵送
 - ※1事業者につき1回まで。県内に複数事業所がある場合は、代表する事業所が提出 してください。
- ○申請書のダウンロードはこちらから

栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事務局

(〒321-0169 栃木県宇都宮市八千代1丁目5番12号 一般社団法人栃木県トラック協会内) **TEL: 028-615-1133**

FAX: 028-659-8111

受付時間(午前9時~午後5時)※土日祝除く 令和4年11月30日まで設置しています。

申請・支給の流れ

- ① 申請準備
- 申請要件の確認
- 対象車両の確認
- 必要書類の準備
- ②書類の提出
- ・事務局へ申請書 類を「郵送」又は 「持参」

※県内に複数事業所がある場合は代表事業所等がとりまとめて1回で申請

- ③ 書類審査
- ・事務局が要件に 合致しているか書 類を審査

※審査の過程で、申請書記載のご連絡先へお電話する場合が ございます。

- ④支援金の支給
- ・事務局が申請書記載の口座へ振込

※支援金額決定通知書を申請書記載の方法でお送りします。

申請に必要な書類

【必ず必要な書類】

- ①支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ※振込口座は、法人の場合は法人名義(代表者の個人口座不可)、個人事業主の場合は、申請した代表者名義の口座を記入してください。
- ②申請車両一覧(様式第2号)
 - ※4桁ナンバーの小さい順に記載してください。
- ③申請日時点で有効な車検証の写し
 - ※申請する全ての車両分を提出してください。
 - ※提出するときは、②申請車両一覧記載の順に並べてください。

このほか、審査状況により追加書類の提出が必要な場合がございます。

【該当する場合のみ必要な書類】

令和4年4月1日以降に**車両の代替え**を 行った場合

- ①理由書(様式第3号)
- ②代替え前後の車両の連続性を確認できる 書類(登録識別情報等通知書の写し、登録事項等証明書の写し、自動車検査証返納証明書の写し、検査 記録事項等証明書の写し、新車両の売買契約書の写 し(旧車両の下取りの情報が記載されている場合)、 旧車両の車検証の写し 等)
- ※代替え前後の車両の連続性が認められる場合(空白期間が<u>1ヶ月以内</u>) に限り、支給対象となります。

【申請書類 記入上の注意点】

